鹿児島県公報

平成27年６月26日（金）第3122号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○保安林の指定予定の通知　（森づくり推進課取扱い）１
○救急病院等の認定（２件）　（地域医療整備課取扱い）２
○肥料の登録の有効期間の更新　（食の安全推進課取扱い）２
○土地改良区の清算人の就任の届出　（農地整備課取扱い）２
○県営土地改良事業に係る換地処分　（農地整備課取扱い）３
○道路の区域の変更（３件）　（道路維持課取扱い）３
○道路の供用の開始（３件）　（道路維持課取扱い）３

公　　告

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告　（障害福祉課取扱い）４
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告　（障害福祉課取扱い）５
○開発行為に関する工事の完了公告　（建築課取扱い）５

公　安　委　員　会　公　告

○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告　（生活安全企画課取扱い）５

告　　示

鹿児島県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　保安林予定森林の所在場所
　薩摩郡さつま町二渡字松下3491番７
２　指定の目的
　水源の涵（かん）養
３　指定施業要件
　⑴　立木の伐採の方法
　　ア　主伐に係る伐採種は，定めない。
　　イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
　⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第619号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　病院の名称及び所在地

病　院　の　名　称	所　　在　　地
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地２

２　認定の有効期限

平成30年５月31日

鹿児島県告示第620号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　病院の名称及び所在地

病　院　の　名　称	所　　在　　地
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目８番８号
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地

２　認定の有効期限

平成30年６月11日

鹿児島県告示第621号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1240号	平成30年６月12日	副産動物質肥料	八ツ目鰻魚粉Ａ	窒素全量　8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社タリサイ	東京都杉並区荻窪四丁目21番12号
鹿児島県肥第1243号	平成30年７月20日	副産動物質肥料	豚コンソル	窒素全量　9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	サンテグレ株式会社	曽於市末吉町南之郷158番地

鹿児島県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項において準用する同法第18条第16項の規定により，清算法人指宿市千寄土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

就任した清算人の氏名及び住所

岩崎亥三郎　指宿市池田4983番地

森川　武吉　指宿市池田1514－２番地

森川　俊吉　指宿市池田3938番地
中浜　一雄　指宿市池田5152番地
久保　末治　指宿市池田3364－８番地
野尻　三彦　指宿市池田4465番地
道下　澄秋　指宿市池田4634番地

鹿児島県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により，土地改良事業県営農村振興総合整備末吉地区寺園換地区の換地計画に係る換地処分を，平成27年６月17日に行った。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

鹿児島県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成27年６月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	447号	伊佐市大口青木字柳田468番地先から481番地先まで	前	15.0～17.7	201.3
			後	15.4～24.1	201.3

鹿児島県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成27年６月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	447号	伊佐市大口青木字柳田468番地先から481番地先まで	平成27年６月26日

鹿児島県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成27年６月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	垂水大崎線	曽於郡大崎町野方字水ノ谷8480番１地先から志布志市	前	6.1～8.9	253.2
			後	8.0～20.4	248.7

		有明町野神字堀切4547番１地先まで			

鹿児島県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成27年６月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

道路の種類	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	曽於郡大崎町野方字水ノ谷8480番１地先から志布志市有明町野神字堀切4547番１地先まで	平成27年６月26日
	後田富山線	肝属郡肝付町宮下字甲斐元1123番３地先から同町宮下字坂元1625番３地先まで	

鹿児島県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成27年６月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

道路の種類	路　線　名	変　更　の　区　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字油井字親田695番１地先から同町大字久根津字藏当原19番１地先まで	前	5.8～69.0	1,415.5
			前	5.8～63.6	829.6
			後	5.8～69.0	1,415.5
			後	5.8～59.5	829.6

鹿児島県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成27年６月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

道路の種類	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字油井字親田695番１地先から同町大字久根津字藏当原19番１地先まで	平成27年６月28日

公　　　　告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第４項及び第33

条第４項の規定により，厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認定した。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　名称

ウエルフェア九州病院

２　所在地

枕崎市白沢北町191番地

３　認定期間

平成27年６月１日から平成30年５月31日まで

……………………………………………………

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の７第１項の規定により，厚生労働大臣の定める基準に適合する精神科病院として次のとおり指定した。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　名称

ウエルフェア九州病院

２　所在地

枕崎市白沢北町191番地

３　指定期間

平成27年６月１日から平成30年５月31日まで

……………………………………………………

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成27年６月26日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（２工区）

鹿屋市新川町918番の一部，919番の一部，1073番の一部，6079番１の一部，6079番２の一部，6081番１の一部，6085番３の一部，6088番３の一部，6088番４の一部及び6116番

２　公共施設の種類，位置及び区域

道路　鹿屋市新川町6116番の一部

水路　鹿屋市新川町1073番の一部，6079番１の一部，6088番３の一部及び6088番４の一部

３　開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市新川町6081番地１

社会医療法人鹿児島愛心会

理事長　鈴木隆夫

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第６条の規定に基づく法第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年６月26日

鹿児島県公安委員会委員長　　豊島忍

1　講習に係る警備業務の区分
　法第２条第１項第１号に規定する警備業務
2　講習の種別及び実施期間
(1)　新規取得講習
　平成27年７月27日（月）から同年８月１日（土）まで（講習時間は，午前８時30分から午後５時まで）
(2)　追加取得講習
　平成27年７月30日（木）から同年８月１日（土）まで（講習時間は，午前８時30分から午後５時まで）
3　講習の実施場所
　鹿児島県住宅供給公社ビル３階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
4　受講対象者
(1)　新規取得講習
　受講申込日において，次のいずれかの条件に該当するもの
ア　最近５年間に１の警備業務の区分（以下「１号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者
イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（１号に係るものに限る。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（１号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって，当該合格証明書の交付を受けた後，継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの
エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（１号に係るものに限る。）に合格した者
オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（１号に係るものに限る。）に合格した警備員であって，当該検定に合格した後，継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの
(2)　追加取得講習
　受講申込日において，１号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で，次のいずれかの条件に該当するもの
ア　最近５年間に１号に係る警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者
イ　検定規則第４条に規定する１級の検定（１号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ　検定規則第４条に規定する２級の検定（１号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって，当該合格証明書の交付を受けた後，継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの
エ　旧検定規則第１条第２項に規定する１級の検定（１号に係るものに限る。）に合格した者
オ　旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（１号に係るものに限る。）に合格した警備員であって，当該検定に合格した後，継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの
5　受講定員
(1)　新規取得講習
　25人（原則として，受付先着順とする。）
(2)　追加取得講習
　５人（原則として，受付先着順とする。）
6　受講申込みの受付等

⑴　受付期間等

ア　期間

平成27年７月６日（月）から同月10日（金）まで

イ　時間帯

午前８時30分から午後５時まで

⑵　受付場所

ア　県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ　県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

⑶　提出書類

ア　共通

講習規則別記様式第１号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前６月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真１枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。）　１通

イ　新規取得講習

㋐　４の⑴のアに該当する者

a　１号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）　１通

b　履歴書　１通

㋑　４の⑴のイに該当する者

１号の警備業務に係る１級検定合格証明書の写し　１通

㋒　４の⑴のウに該当する者

a　１号の警備業務に係る２級検定合格証明書の写し　１通

b　警備業務従事証明書　１通

㋓　４の⑴のエに該当する者

１号の警備業務に係る旧１級検定合格証の写し　１通

㋔　４の⑴のオに該当する者

a　１号の警備業務に係る旧２級検定合格証の写し　１通

b　警備業務従事証明書　１通

ウ　追加取得講習

㋐　４の⑵のアに該当する者

a　警備業務従事証明書　１通

b　履歴書　１通

c　１号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し　１通

㋑　４の⑵のイに該当する者

a　１号の警備業務に係る１級検定合格証明書の写し　１通

b　１号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し　１通

㋒　４の⑵のウに該当する者

a　１号の警備業務に係る２級検定合格証明書の写し　１通

b　警備業務従事証明書　１通

c　１号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し　１通

㋓　４の⑵のエに該当する者

a　１号の警備業務に係る旧１級検定合格証の写し　１通

b　１号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し　１通

㋔　４の⑵のオに該当する者

a　１号の警備業務に係る旧２級検定合格証の写し　１通

b　警備業務従事証明書　１通

c　１号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し　１通

⑷　申込方法

受講者本人が⑵の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）

⑸　講習手数料

講習手数料は，講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお，受講申込書を受け付けた後は，講習手数料は返還しない。

ア　新規取得講習

47,000円

イ　追加取得講習

23,000円

７　その他

⑴　本講習は，一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

⑵　講習においては，修了考査を実施し，当該修了考査に合格した者に対して，１号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

⑶　受講に当たっては，筆記用具を持参すること。

８　講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

⑴　鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号　099－206－0110（内線3032・3033）

⑵　一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号　099－224－4490